

COVID-19 Tax News

オランダ

デロイトトーマツ税理士法人

2020年3月27日号

※本ニュースレターは、デロイト オランダが発行したニュースレターの抄訳です。
日本語訳と原文に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する各種措置

本ニュースレターでは、オランダ政府当局による公表情報に基づき、昨今の状況下で国際及び国内企業を援助するために導入が予定されている特別措置の内容を解説いたします。

1. オランダ政府当局が立案している税制措置

※参考資料

[Tax measures COVID-19](#) (デロイト オランダ ウェブサイト(英文))

数多くの税制措置が存在しますが、幾つかの重要な措置としては以下が挙げられます。

(1) 税金支払の繰延べ

企業の要請により、税務当局は税金支払(個人所得税、付加価値税、賃金税及び法人税)の繰延措置(おそらく最低3カ月)の適用が認められます。事後的に適用企業の財政状況が新型コロナウイルスによる影響を受けていることの証明が求められます。

(2) 債務不履行(税金)に係る罰則規定の適用除外/延滞税金に係る延滞税率の低減

税務当局は未納税金又は税金の支払遅延などの債務不履行に係る罰則規定の適用は行わず、また、延滞税金に係る適用延滞税率も(ほぼ)0%となります。

(3) 予定納付税金の減額

会計年度中に税金の予定納付税額が課され、かつ、当該会計年度において実際に発生が見込まれる課税所得が予定納付税額算定の基礎となる課税所得よりも少ないと見込まれる場合、予定納付税額の減額を要請することができます(これにより予定納税時における支出額を抑えることができ、キャッシュフローの改善が見込まれます)。オランダ政府当局によれば、新型コロナウイルスに関する本予定納付税額の減額措置は税務当局より付与されるとのことです。

(4) 付加価値税(VAT)の還付

企業の顧客が新型コロナウイルス問題に起因して債務支払等を行えない場合、所定の条件を満たすことにより当該取引に関して支払った付加価値税の還付を請求することができます。

2. 雇用法(Employment Law)関連

※参考資料

[Deloitte Employment Law News Flash - COVID-19 & the workplace](#) (デロイト オランダ ウェブサイト(英文))

オランダにおける雇用者が労働環境について考慮すべき事項については、以下のとおりです。

最も重要な事項のうちの一つとして、新型コロナウイルスにより企業の経営環境にマイナスの影響があり(2020年3月1日より20%以上の総収入減)、業務の20%以上が減少する(2週間以上)場合などは、従業員の賃金につき最大で[90%]の補償を受けられる可能性があります。補填期間は原則3カ月となっておりますが、最大で3カ月の延長が認められる可能性があります。なお、本制度の適用に当たって雇用者による従業員の解雇は認められません。ま

た、本制度の詳細は今後更に公表されること、また、新型コロナウイルスの感染状況等により変更がされる可能性がある点にご留意ください。

デロイトオランダ日系企業サービスグループ(コンサルティングチーム)は新型コロナウイルス対策に関連して、貴社のビジネスにおける特定エリアに係る情報資料を準備しています。今後予定されているトピックは以下の項目になります。

- a. 従業員を最優先にした実労働環境の構築
- b. 顧客信頼の維持
- c. キャッシュフロー(資金繰り)管理
- d. サプライチェーンに係るリスク管理
- e. 従業員、テクノロジー及び組織レジリエンス(組織が生き残り繁栄するための予防、準備策等)

本ニュースレターは、3月27日時点の情報に基づいて執筆しており、市場動向やオランダ政府当局の方針により変更がなされる可能性がある点にご留意ください。一方で、特別措置の中には貴社が適用要件を充足し、申請を行えるものが存在する可能性についてもご留意ください。

もし新型コロナウイルスに関連した上述の措置内容、実際の適用方法やそれ以外の点についてご質問等ある場合にはお気軽にデロイト日系企業サービスグループにご連絡をいただけますと幸いです。昨今の新型コロナウイルスの蔓延は企業にとっても逆風となることが想定されますが、弊社デロイト日系企業サービスグループは引き続きこのような情報提供を行ってまいりますので何卒よろしくお願いいたします。

お問い合わせ

Deloitte Belastingadviseurs B.V.

デロイト日系企業サービスグループ

パートナー ロジャー ブランズ Roger Brands RBrands@deloitte.nl

ディレクター タイク フクテン Taik Fuchten TFuchten@deloitte.nl

パートナー ハン カルフスピーク Han Kalfsbeek HKalfsbeek@deloitte.nl

マネジャー 村上 太一 Taichi Murakami taimurakami@deloitte.nl

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsu.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2020. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001